

ISO/TS 22003:2007 から ISO/TS 22003:2013 への食品安全マネジメントシステム認証に
関する認定の移行要領

1. 適用範囲

本文書は、公益財団法人日本適合性認定協会（以下、「本協会」という）から食品安全マネジメントシステム認証に関する認定を受けている認証機関（以下、「認証機関」という）に対し、ISO/TS 22003:2007 に基づく認定から ISO/TS 22003:2013 に基づく認定に移行するために行う審査（以下、「移行審査」という）に適用する。

2. 関係文書

2.1 引用文書

次に掲げる手順は、別途定める場合をのぞき、変更することなく適用する。

JAB MS200

2.2 移行審査の基準

次に掲げる基準は、食品安全マネジメントシステムに関する認定の基準（以下、「新基準」という）として、認証機関の移行審査及び関連する認定活動に適用する。

ISO/TS 22003:2013 Food safety management systems — Requirements for bodies providing audit and certification of food safety management systems

2.3 参考文書

IAF IDx:2014 IAF Informative Document for the Transition of Food Safety Management System Accreditation to ISO/TS 22003:2013 from ISO/TS 22003:2007 （近日発行予定）

3. 移行の手順

認証機関は、次の要領で移行審査を受けなければならない。

3.1 移行期限

移行期限は、2016年12月14日とする。

既存のISO/TS 22003:2007に基づく認定からの継続性を確保するために、2016年12月14日までに新基準に基づく認定の決定が行われていなければならない。

2016年12月15日以降は、ISO/TS 22003:2007に基づく認定は無効となる。

3.2 移行審査の時期

3.2.1 移行審査の開始

新基準を用いた認定審査の開始を 2014 年 3 月 1 日とする。

移行審査は、審査期限が 2016 年 9 月 30 日以前のサーベイランス/更新審査において、通常計画されるプロセスに沿って行う。ただし、認証機関が希望する場合、単独で移行審査(臨時審査)を行うこともできる。

3.2.2 移行審査を希望する時期

認証機関は移行審査(事務所審査)を希望する時期を、2014 年 3 月 20 日(木)までに本協会に通知する。

3.3 移行の計画

3.3.1 移行関連文書の提出

認証機関は、新基準の要求事項を分析し、認証機関のマネジメントシステムとの差異を特定する。

その結果に基づき、認証機関は新基準への移行に伴い必要な変更点と、その実施事項の完了時期を示した移行計画(書式は任意)及び新基準に対応したシステム文書・新基準との対照表を作成し、**移行審査(事務所審査)の3か月前**までに本協会に提出する。

提出先は次のとおり。

公益財団法人 日本適合性認定協会 認定センター 認定業務グループ

E-mail : nintei@jab.or.jp

認証機関の計画する実施事項の完了時期は、新基準への移行期限である 2016 年 12 月 14 日を越えないこと。例外的にこれを越えて計画をする場合は、その正当な理由を移行計画に含め、本協会の合意を得なければならない。

現行基準で認定申請(新規申請及び拡大申請)又は認定審査中の認証機関は、本協会との合意により、審査の適切な段階で適用基準を現行基準から新基準に変更することができる。

3.3.2 移行計画の確認と結果の通知

本協会は移行計画の内容を確認し、確認結果(合意するか否か)を通知する。合意できない場合は、その理由を付して認証機関に通知する。

3.2.3 移行計画の変更

認証機関は移行計画に従って移行プロセスを進行させる。何らかの理由で、本協会と合意した移行計画を変更する場合は、速やかに本協会に通知する。本協会は変更内容を確認し、合意するか否かを通知する。

3.3 移行審査

本協会は移行審査を実施し、移行計画に基づく実施状況を確認する。

移行審査は下記のプロセスで行う：

- ・ 書類審査での認証機関のマネジメントシステムの新基準への適合状況の確認(3.3.1 参照)
- ・ 事務所審査での運用状況の確認(3.3.2 参照)
- ・ 必要に応じて設定する組織審査立会 (3.3.3 参照)

3.3.1 書類審査

書類審査は、JAB MS200 の 7.1 に準じて行う。

3.3.2 事務所審査

事務所審査は、JAB MS200 の 7.3 による。

3.3.3 組織審査立会

移行審査の目的で組織審査立会を計画することは原則として行わない。ただし、書類審査及び事務所審査の結果並びに認証機関の計画する変更の度合いによっては、組織審査立会を計画することがある。

3.3.4 移行審査報告

移行審査報告は、JAB MS200 の 8.による。

3.3.5 不適合

認定基準に新基準を含む認定が授与されるに先立ち、すべての不適合は解決されていなければならない。ただし、認証機関が移行計画の中であらかじめ特定し、完了時期が移行の期限を越えることを本協会が合意した事項に関しては、不適合として取り扱わず、懸案事項として報告書中に記述し、この事項が完了するまで、原則としてサーベイランス/更新審査で実施状況の確認を行う。

事務所審査で、新基準に対して不適合が特定された場合、JAB MS200 の 8.に定める手順にて取り扱う。ただし、不適合の内容や状況に応じて審査チームが合意する場合、JAB MS200 の 8.5 b)は適用しないこともある。その場合、追跡調査の期限を 3 か月に限定して審査を打ち切ることとはせず、2016 年 12 月 14 日の移行期限までの解決を条件に審査を継続する。

3.3.6 認定証に関する決定及び認定の授与

認定の移行に関する決定は、認定委員会が移行審査の結果に基づいて行う。本協会は、認定委員会の決定を認証機関に通知し、認定証の改訂を行う。

3.3.7 標準審査工数

移行審査にかかる工数は、標準的には次のとおり。

移行審査の時期	書類審査	事務所審査
サーベイランス	2人日	2人日を追加
更新審査	(追加なし)	1人日を追加
臨時審査	2人日	3人日

認証機関の実施するマネジメントシステムの変更の度合い、書類審査の結果によっては、事務所審査の工数を増加させることがある。

4. 新規に認定を申請する認証機関

2014年3月1日以降の食品安全マネジメントシステムに関する認定申請の受付は、新基準に基づくもののみとする。

以上